

○根室市表彰条例

昭和52年 6 月30日 条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、市政の伸展に寄与した者の功労をたたえ、その功績を表彰し、もつて市民の市勢振興に対する意欲の高揚を図ることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、市長が次の各号の一に該当する個人又は団体のうち、その功績が顕著なものに対して行うことができる。

- (1) 市行政の進展に貢献したもの
- (2) 社会福祉又は民生安定に貢献したもの
- (3) 保健衛生の向上に貢献したもの
- (4) 産業の振興に貢献したもの
- (5) 交通、通信、運輸等の発展に貢献したもの
- (6) 公共事業の推進に貢献したもの
- (7) 納税の推進に貢献したもの
- (8) 教育の振興に貢献したもの
- (9) 災害の防止に貢献したもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本市の経済、社会等の発展に貢献し、市長が表彰に値すると認められたもの

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 根室市功労者表彰 市の行政、経済、社会、文化等の発展に尽力し、又は貢献し、その功労が特に顕著なもの
- (2) 根室市貢献賞
 - ア 根室市自治貢献賞 多年市政の進展に貢献し、又は多年職務に精進し、その功績が顕著なもの
 - イ 根室市社会貢献賞 多年民生の安定に貢献し、又は多年職務に精進し、その功績が顕著なもの
 - ウ 根室市産業貢献賞 多年産業の振興に貢献し、又は多年職務に精進し、その功績が顕著なもの
 - エ 根室市教育貢献賞 多年教育、文化の振興に貢献し、又は多年職務に精進し、その功績が顕著なもの
 - オ 根室市善行賞 他の模範となるような善行又は努力をしたもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に表彰に値すると認められるものは、市長が別に定める。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状に副賞を授与して行うことができる。

2 根室市功労者表彰及び根室市貢献賞は、前項の規定によるか功労章(別記第1)を授与して行うことができる。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、市長が随時期日を定めて、これを行う。

(審議会の設置)

第6条 第3条第1号及び第2号の被表彰者選考等のため、市長の諮問機関として、根室市功労者表彰審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員10名で組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(功労者の資格除外)

第7条 市長は、根室市功労者が本人の責に帰すべき行為によつて著しく名誉を失つたと認めるときは、審議会の同意を得て、根室市功労者から除外することができる。

(功労者名簿)

第8条 根室市功労者の氏名は、その功績とともに根室市功労者名簿（別記第2）に登録し、永久にこれを保存するものとする。

（市民栄誉賞の授与）

第9条 市長が文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著なものであり、本市の誇りとして広く市民から敬愛され、市民に希望と活力を与えたと認めた個人又は団体に対しては、市民栄誉賞を授与することができる。

2 前項の受賞者は、第6条に規定する審議会の意見を聞いて、市長が決定する。

3 表彰は、表彰状に副賞を授与して行うことができる。

4 市民栄誉賞受賞者の氏名は、その功績とともに市民栄誉賞受賞者名簿（別記第3）に登録し、永久にこれを保存するものとする。

（感謝状等の授与）

第10条 市長が、次の各号の一に該当すると認めた個人又は団体に対しては、感謝状を授与することができる。

（1） 公益のため本市に私財を寄付したもの

（2） その他市行政等に寄与し、市長が感謝に足ると認めたもの

2 市長が、各種催し等において特にすぐれた成績を収め、賞するに足ると認めた個人又は団体に対しては、賞状を授与することができる。

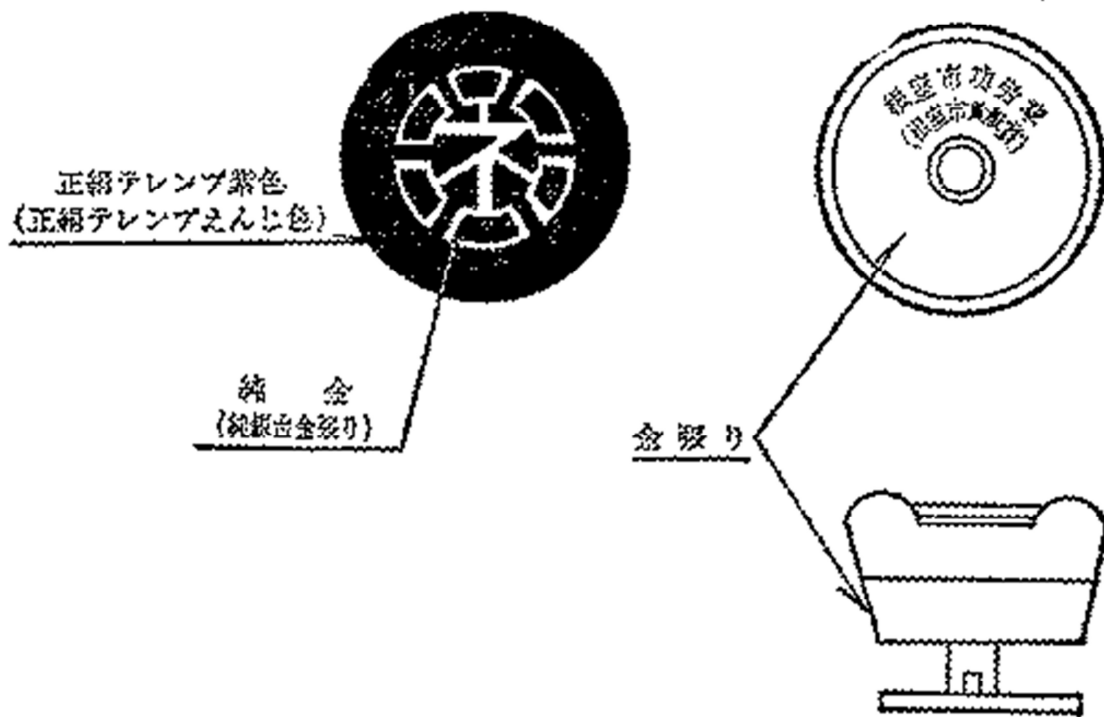
（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

根 室 市 功 勞 章

(根室市貢献章)

表 面 裏 面



◎注 () 内は、根室市貢献賞とする。

功 勞 者 名 簿

功績の種類		ふりがな	
		氏 名	
表彰年月日		生年月日	
現 住 所			
本 籍			
表 彰 事 項			
そ の 他 特 記 事 項			

市民栄誉賞受賞者名簿

ふりがな 氏名	
生年月日	年 月 日
表彰年月日	年 月 日
現住所	
本籍	
表 彰 事 項	
そ の 他 特 記 事 項	